欧米豪向け宿泊助成事業　交付要綱

（目的）

第１条　公益社団法人びわこビジターズビューロー（以下、ビューロー）は、本県での宿泊を含む訪日ツアーに参加する欧米豪在住者の旅行動態や属性に加え、同ツアーを手掛ける海外現地旅行エージェントおよび国内ランドオペレーターを特定し、効果的かつ効率的な訪日誘客施策の推進を図るため、滋賀県に宿泊滞在する旅行を企画した旅行企画に係る経費の一部を予算の範囲内において助成するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

（助成対象者）

第２条　日本国内に事業所等（※１）を有する旅行業法に基づく旅行業者（※２）または旅行サービス手配業者

（※３）かつ、要綱第３条に定める要件を満たす訪日ツアーの催行に係る各種手配業務の一環として、

本県での宿泊手配を行い、宿泊施設から宿泊施設利用証明書を得ることができる事業者（以下「事業

者」という。）とする。

（※1）事業所等・・・支店、営業所、その他事業実施主体が認められるもの

（※2）旅行業者・・・旅行業法第３条の規定に基づく登録を受けた旅行業者

（※3）旅行サービス手配業者・・・旅行業法第23条の規定に基づく登録を受けた旅行サービス手配

業者

（助成対象事業）

第３条　次の（１）（２）の条件に加え、（3）または（4）の条件のいずれかを満たす訪日ツアーを助成金の交付対象事業とする。

（１）本県での宿泊を含み、令和７年４月１日（火）から令和８年２月28日（土）までに本県での宿泊日が到来するもの

（2）欧米豪に国籍を有し、かつ現に居住している者（※別表１）が参加者の過半数を占めるもの

（3）海外現地旅行エージェント（以下、海外ＡＧＴ）からの依頼に基づき、国内ランドオペレーター（以下、ＬＯＰ）が訪日ツアー催行に係る各種手配業務を行うもの

（4）ＬＯＰからの訪日ツアー旅程の提案に基づき、海外ＡＧＴが参加者募集を行うもの

２　また、以下に該当する場合は、この助成金の対象としない。

（１）次のいずれかに該当する者（暴力団等）

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」 という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性

風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

（３）営業に関して必要な許認可等を取得していない者

（４）会長が助成金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

（助成金の交付額）

第４条　助成額は、欧米豪を居住地とする訪日ツアー参加者数と本県での宿泊日数に５，０００円を乗じた額とする。

（交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする団体等は、別記様式１号により、別に定める日までに交付申請書をビューロー会長に提出するものとする。

２ 助成事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、助成金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63 年法律第108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25 年法律第226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において助成金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（助成金の交付決定）

第６条　会長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、助成

事業として適切と認めたときは予算の範囲内において、助成金の交付の決定を行う。

（計画変更の承認等）

第７条 助成金交付決定通知を受けた後において、申請書に記載された助成事業の内容変更をしようとするときは、別記様式１号によりビューロー会長に変更申請書を提出しなければならない。ただし、交付決定額に対し実績額が減少する場合は提出を不要とする。

２ 助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ別記様式２号によりビューロー会長に申請してその承認を受けなければならない。

（実績報告兼交付請求）

第８条　助成金の交付決定を受けた事業者は、助成事業が完了したときは、各年度の助成事業が完了した日から起算して14日以内までに、助成事業の実績を別記様式３号によりビューローに報告しなければならない。

２ 第５条第２項ただし書きの規定により交付の申請をした事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、助成金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

（助成金の返還）

第９条　ビューローは、助成金の交付を受けた団体が交付申請書または実績報告書等に虚偽の記載をしたときは助成金の決定を取り消し、既に交付した助成金の一部または全部を返還させることができるものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第１０条 事業者は、助成事業完了後に消費税等の申告により助成金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が０円の場合を含む。）には、速やかに別記様式４号により、ビューローに提出しなければならない。

なお、助成金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額をビューローに返還しなければならない。

（標準事務処理期間）

第１１条　標準事務処理期間は各申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（検査等）

第１２条 会長は、助成事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成事業者に対して報告もしくは必要書類の提出を求め、もしくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

（助成金の額の確定）

第１３条 会長は、助成事業者から第８条の実績報告兼交付請求を受けた日から、30日以内に助成金の額の確定を行う。

（帳簿等の整理）

第１４条 助成金の交付決定を受けた団体は、助成事業の経理内容を証する関係書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第１５条　ビューローは、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この助成金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度の事業に適用する。

別表１

欧米豪に該当する国一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 地域 | 国名 |
| 欧 | アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア |
| 米 | 米国、カナダ |
| 豪 | オーストラリア、ニュージーランド |